

電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金 (7万円の追加給付分)のご案内



●対象世帯

令和5年12月1日現在、練馬区に住民登録をしており、
世帯員全員の令和5年度住民税が非課税の世帯

●給付金の支給額

1世帯あたり

7万円

【申請・手続きがある方】
※申請期限は令和6年4月30日(必着)です

申請方法

練馬区から 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(3万円)
を受給した

はい

A

「支給のお知らせ」
を送付します

いいえ

B

「確認書」
を送付します

●送付書類A②について

A 原則、手続きが不要です

▶「支給のお知らせ」を1月上旬から順次送付します

※受給を辞退する場合や、振込先口座の変更希望がある場合は、書類の提出が必要です

書類の提出がない世帯には、1月下旬から振込予定です

B 原則、手続きが**必要**です

▶「確認書」を1月上旬から順次送付します

同封書類を確認して、必要書類を**練馬区に返送してください**

※受給を希望しない場合は、返送の必要はありません

練馬区が確認書を受理した日から振込まで、最短3週間程度かかります

※裏面に注意事項を記載しています。ご確認ください。



電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金 (7万円の追加給付分)の「振り込め詐欺」 や「個人情報の詐取」にご注意ください!

練馬区や国(の職員)から「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(7万円の追加給付分)」給付のために、手数料の振込などを要求することは絶対にありません。

振込を要求するような電話がかかってきたり、郵便、メールが届いた場合、練馬区や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

練馬区ホームページ

最新の情報は、練馬区ホームページを
ご確認ください。



お問合せ

練馬区価格高騰支援給付金コールセンター

03-5984-4753

受付時間 平日9:00~17:00
(12/29~1/3は除く)